

## 児童館における児童福祉文化財を活用した遊びのプログラムに関する調査研究事業

### （目的）

- 児童福祉法第40条において、児童館は児童の情操をゆたかにすることを目的とする施設と謳われており、児童館における「遊びのプログラム」の一環として、利用者等に優良な児童福祉文化財（舞台芸術部門）を提供することで、児童の創造性や情操を高める機会を設け、その健全育成の一層の推進を図る。

### （内容）

#### ○児童館における「劇遊び・表現活動遊び」の実態調査

令和3年度実施調査「全国児童館実態調査」において、劇遊び・表現活動遊びを実施している児童館を対象に追加調査を行い、課題や要望を洗い出し、児童館の特性を活かしたプログラムを企画検討する。

#### ○児童福祉文化財の児童劇の公演および関連プログラムの実施・検証

- ・地域の児童館等において、児童福祉文化財（舞台芸術部門）のうち特に優れた作品の公演と、関連する体験プログラムを実施し、児童館における遊びのプログラムとして、その効果や影響について検証する。
- ・作品鑑賞者等に対してアンケート等を行うとともに、有識者等による検討会を設置し、児童館プログラムとしての効果的な実施方法や、広報啓発手法について検討・分析する。

### （事業成果）

当該結果について報告書を取りまとめ、全国の児童館や劇団関係者等へ広く周知していくと共に、国の審議会へフィードバックしていく予定。